

ドイツ企業の戦後反省

—ダイムラー・ベンツとIG-ファルベンの場合—

田 村 光 彰

【1】はじめに

ドイツの戦時経済は、第二次世界大戦中、とりわけ1942年以降は、外国人の強制労働なしには維持することはできなかった。外国人の強制労働力とは、大きく分けて、第一にドイツの占領地、ドイツの従属地から連行されてきた人々であり、第二に捕虜であり、第三に強制収容所の収容者たちである。第二次大戦末期の1944年夏段階で、780万人の外国人労働者が投入され、この数はドイツの企業、農業、行政の部門の全労働力人口の30%を占めていた。占領地、従属地から連行されてきた人々は、全外国人労働者の4分の3を数え、4分の1弱を主としてフランス、イタリア、ポーランド、ソ連からの捕虜が占める。残りの約50万人が強制収容所の収容者である。

強制労働者投入の目的は、戦時経済の下支えであり、なかんずく強制収容所の収容者の場合には、加えて連合軍の空爆から企業の高価な生産設備を守る作業が割り当てられた。企業は、収容者の生命を空爆に曝しながら、設備を地下坑道や鉱山に退避させ、それにより戦後経済のスタートダッシュを円滑に準備しようとした。従って、強制労働者たちは、空爆の危機、それも味方の軍隊からの空爆の危機に曝されながら、収容所監視員、係官の残虐な取り扱いに苦悩し、更に恒常に寒さと飢餓の恐怖に襲われていた。今日、謝罪と戦後補償が問われているドイツ企業のベンツ、IG-ファルベン、ズィーメンス、フォード工場(在ケルン)、アリアンツ(保険会社)等から、本稿では前二者を取り上げたい。

【2】ダイムラー・ベンツ社

(I) 調査書

1980年代の半ばまで、ドイツの大企業が自ら発行する記念刊行物や編年史には、第三帝国時代の叙述が全くないか、あったとしても極めて不十分であった。すなわち、それらの記述からは、企業、銀行がナチス体制を支え、強制労働者、捕虜、囚人を積極的に酷使していた事実は読みとれなかった。企業は、その過去への扉を固く閉ざし、例えば、第三帝国時代の、ナチの対企業政策を研究しようとする学者たちにも資料の開示を拒絶してきた。

こうした各社横並びの拒絶姿勢に軟化の傾向が見られたのは1980年代の中頃である。

『ツァイト』紙(94.11.11)に掲載されたウルリヒ・ヘルベルトの「戦後のスタートダッシュ」をもとに、ベンツ社の強制労働についてふれてみよう。

ダイムラー・ベンツ社は、1983年に創立100年を迎えた。この頃、ベンツ社は、他の

企業と共に一丸となって過去に眼を閉ざす姿勢から一步距離を置く態度を見せ始めた。1986年、シュトゥットガルトの本社は、ボン企業史協会 Die Bonner Gesellschaft für Unternehmertgeschichte に依頼し、社のナチ時代の報告書を提出させた。しかしこの報告書には、投入された10万人単位の強制労働者、中でも数千人単位の強制収容所収容者の強制労働についてはほとんどふれられていないかった。(1) 従って、これはドイツの戦後反省に取り組む人々や研究者の批判的となった。そこでベンツ社は、更に調査を求め、「ダイムラー・ベンツ社における強制労働」を調べるように、再度依頼した。

(II) 方針の転換

再び提出された調査書では、東部植民地獲得の侵略戦争と企業の拡張計画との関係は全く視野からこぼれ落ちている。更には、ドイツの経済界、政界が何を目的としていたか、という戦略についてもふれるところがない。しかし、膨大で、詳しい強制労働の実体は叙述されていた。第一に、戦局がドイツに不利になる事態に対応して、ベンツ社の方針の転換が示されていた。まず、第二次大戦当初に限れば、ドイツ企業一般、従ってベンツ社も外国人労働者への関心度は低い。しかし、その後社員は兵士となって戦場に召集されるが、彼らは社が望むほど早急に前線から企業に戻ることはできない。ドイツの軍事経済は、1941年から42年にかけて、ロシア戦線で膠着状態から敗北にいたる長期の消耗戦に直面する。この消耗戦と戻らない社員、そしてこれらがもたらす労働力不足を補う手段として、ベンツ社は外国人労働者を可能なかぎり徴用する方針に転換する。では何に利用するための労働力不足か。これには3点が挙げられよう。①軍需生産の維持。②戦時下のみならず、戦後の企業の成長。外国人労働力を使うことにより、企業の成長を早め、戦後に他企業に先んじること。③高価な生産設備の移転。「はじめに」の項で述べたように、空爆から生産設備を守る作業には、収容者、とりわけユダヤ人が投入された。

外国人労働力への依存に方針が転換されるのに伴い、その募集方法も、職安を通す通常の募集キャンペーンから、粗暴な方法へと移行していった。1942年から43年にかけて3千人以上のルノー労働者が、「帝国投入」Reichseinsatz と称してベンツ社で強制的に働かされた。43年以来、社に動員された強制収容所の収容者数は増大し、個々の現場責任者が、自身で連れてくることが許された。女性収容所・ラーヴェンスブルックで強制労働に従事させられた若いチェコ人女性はつぎのように回想している。ナチは、「健康そうに見える若い女性を選び出していた。私たちは、両手を見せ、舌を、歯を見せた。まるで、牛を買うように。(略)やがてトラックに乗せられた」。(2)

(III) 強制労働の内訳

1944年、ダイムラー・ベンツ社の全工場17カ所で働く労働者のうち、外国人労働者は50.5%を占めていた。占領地・従属地からの連行者は約27000人(72%)、捕虜は4900人(13.1%)、強制収容所収容者は5600人(14.9%)となっている。ゲンスハーゲンにある工場では、67%が外国人労働者であり、うち、強制収容所収容者が25%も投入されていた。

過半数を外国人強制労働者で占めるという事態は、ベンツ社に限らず他企業にも見られた現象ではあるが、とりわけベンツ社に際だっていたことは、ドイツ国内でも占領地でも、収容者による労働の割合が高かった点である。この理由としては、社がナチとの「良好な関係」(3)を保っていたことが挙げられよう。1942年の頃は、「人的資源が枯渇し、兵器の需要も高まっ

たため、すでに始まっていたユダヤ人の無差別虐殺を再考しなくてはならなくなつた」。(4) すなわち、無差別殺戮をやめ、労働にとり無用な者と有用な者に分類し、前者は以前と同様に抹殺をし、後者の収容者はガス室ではなく、作業場に投入すべきであるとの認識から、ナチ親衛隊は自身の組織の再編をするよう迫られた。特に経済問題を担当する部局が必要となり、経済管理本部(WVHA, Wirtschafts- und Verwaltungshauptamt der SS)が新設された。ベンツ社は、この新設部局と「良好な関係」を維持していたために、収容所から容易に収容者を投入することができたのである。

(IV) 企業に自由裁量の余地

第二に、調査書が触れている顕著な点は、強制労働者の取り扱いである。強制労働者の待遇に関しては、個々の工場間で大きな相違があったという。工場幹部、収容所長、職長たちに自由裁量権が存在した。(5) それゆえ寒さと飢えの中で酷使され、生存の極限で労働をさせられ、用済みとなるとガス室に送られた人々への全責任を、もっぱらナチ当局、経済管理本部に一元的に帰する主張は成り立たない。工場幹部の責任が当然浮上する。わずかの例外を除いて、多くの工場では、食糧、宿舎の改善等をしなかった。Ulrich Herbertによれば、その原因は、主として強制労働者の運命に対する無関心、鈍感な感性である。(6) 人種差別と少数派、少数民族への抑圧、体制の批判者への弾圧が日常化し、常態化していたために、社会全体に、とりわけ企業幹部、工場責任者に人権感覚が麻痺していた。原因の第二として、U. Herbertは終戦直前の2年間に広まった経済計画の非合理性、連絡統合能力の欠如を指摘している。ベンツ社に合理性、そして17の工場間に連絡調整のシステムが存在していれば、少しは改善された労働環境を提供していたはずだ、というわけである。ところで、ダイムラー・ベンツ社は、戦後のニュルンベルク国際軍事裁判においても、引き続き行われたニュルンベルク継続裁判においても裁かれることはなかった。後者において、後に述べるIG-ファルベン社の24名が裁かれたのとは対照をなしている。

【3】IG-ファルベン社

(I) ナチの最大の資金提供者

IG-ファルベン社は、第二次世界大戦前、ドイツ国内の企業ランキング第一位の総合化学会社で、かつ世界最大の化学コンツェルンであった。また、ドイツの代表的輸出産業であり、個別企業としては、ナチの最大の資金提供者でもあった。世界中に張りめぐらされた支店網、子会社、取引関係を通して、あらゆる戦線で利潤をあげ、なかでも燃料分野では、ガソリンをナチ側の爆撃機に、そして対立する連合国側の飛行機にも売却するという、敵味方双方への接近をも巧みに図っていた。1941年から45年の5年間に、後述するように、IG-ファルベンの「専用」収容所で、37万人が死亡した。(7) 人体実験用に「正規の手続き」で捕虜を買い取り、目的意識的に彼ら、彼女らを殺害していた。(8)

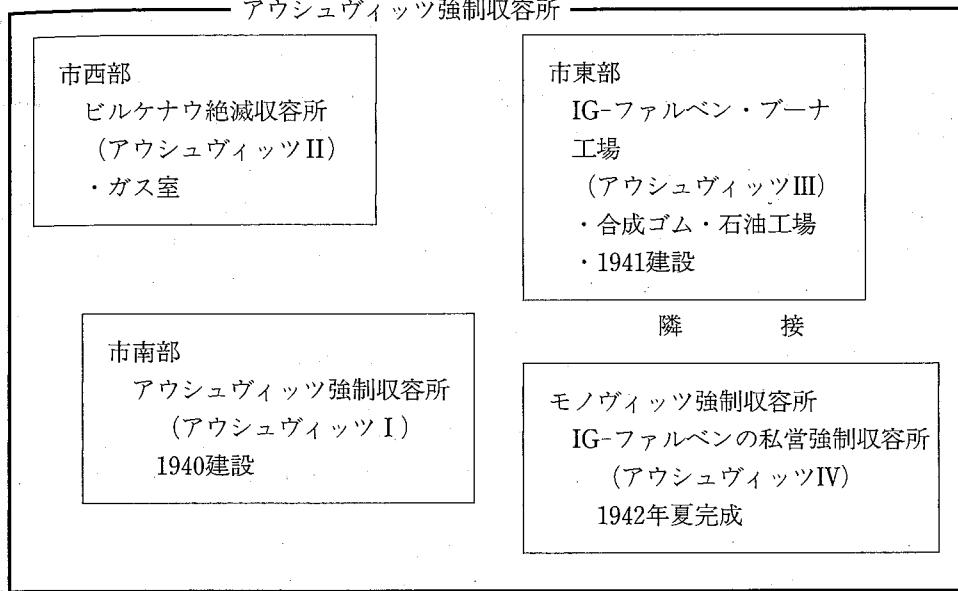
(II) IG-ファルベン社小史

フリードリヒ・バイエル染料会社 Bayer 、バーディッシュ・アニリン・ウント・ソーダ工業 BASF 、アグファ Agfa の三社は、1904年、三社同盟 Dreibund を結成し、相互協力関係に入る。第一次大戦中、この同盟によって造られたものこそ、毒ガスであった。1916年、上記三社に加えて、グリースハイム・エレクトロン化学工業、ヘキスト染料等の6大化学工業会社が、利益共同体契約を締結し、6社によるドイツの染料・化学工業界の独占的支配が始まる。1924年頃を契機に、ドイツ経済は戦後の混乱期から「相対的安定期」に移行する。6

社は、基幹産業として、ドイツの代表的輸出産業に成長していく。1925年、6大化学工業会社は、カール・ボッシュ（BASF社）とC.デュースベルク（バイエル社）の指導の下に合同し、トラストを形成する。社長には、カール・ボッシュ、監査役にC.デュースベルクが就任する。1925年12月、ヴァイラー・テル・メア社 Weiler Ter Meer社等が加入することにより、8社の大企業の合同が実現し、IG-ファルベン社 Interessengemeinschaft der deutschen Farbenindustrie AG が成立する。同じ年にC.デュースベルクが、ドイツの工業界の中央団体である「ドイツ工業連盟」の会長になり、重工業界のとった方針とは異なり、ヴァイマル共和国支持を表明する。IG-ファルベン社は、組織を再編成し、本社に技術、販売部門を集中させる。製品は、染料を中心に、合成皮革、無機化学製品、窒素、写真製品等であった。第一次世界大戦により蒙った打撃から徐々に立ち直り、1920年代末からはスタンダード石油と提携して、水素添加法による人造石油の開発に取り組む。国際的な染料カルテルを主導し、マグネシウム、チタン、人造ゴム等の新製品を開発し、ドイツの化学工業界を一躍世界のトップに押し上げた。世界恐慌は、輸出比率の高かったIG-ファルベンの経営に大きなダメージを与えた。

ヒトラーが権力を奪取する前年の1932年、ナチの「親衛隊指導者友好サークル」が結成され、その創立者の一メンバーとしてIG-ファルベンは参加している。1930年代に、人造石油・ゴムの生産で、ナチ政府の自給政策を支え、逆に政府からも援助を受ける。個別企業としてはナチの最大の資金提供者となり、戦争計画を強く支持していく。ナチが東部に戦線を拡大することができた軍事上の一因は、IG-ファルベンの生産した燃料、武器弾薬にある。IGは1941年、既に造られていたアウシュヴィッツ強制収容所の近郊に、合成ゴム・石油生産を任務とするIG-ファルベン・ブーナ工場を新設し、更に、この隣接地にIG-ファルベン所有の、「欧洲唯一の私営強制収容所」（モノヴィッツ/ブーナ収容所）（9）を建設する。「労働は諸君（収容者）を自由にする」どころか、労働を通して収容者は抹殺されていった。こうしてアウシュヴィッツの強制収容所とは、4つの部分から成り立つ。すなわち、最初の2つは、1940年に設立された市南部の、本来の収容所（アウシュヴィッツI）と、ここから3キロ離れた、市西部に造られた、絶滅のみを目的としたガス室装備のビルケナウ収容所（アウシュヴィッツII）。これに加えて、強制労働を専らとした、市東部のIG-ファルベン・ブーナ工場（アウシュヴィッツIII）、そしてこれに隣接し、ブーナ工場の強制労働者を収容したモノヴィッツ強制収容所（アウシュヴィッツIV）である。

「労働に適した者」と親衛隊医師により判定された囚人は、モノヴィッツへ、そしてそれ以外の囚人はビルケナウへ送られた。IG-ファルベン側は、ブーナ工場で労働させる囚人数の増加を願った。栗原優「ナチスとドイツの大企業」（『歴史読本』）によれば、「IG側は、親衛隊医師は労働力の緊急な必要性を十分認識していないと感じた。5022名運ばれてきたうち、4092名がガス室へ送られ、モノヴィッツに回されたのはわずか930名だったからである。」（10）その後IG側の抗議で、「送られてきた4087名のうち、2098名がガス室行き、1980名がモノヴィッツ回し、になったのであった。」（11）モノヴィッツに送られた人々は死と背中合わせの労働に従事する。IGは病院をモノヴィッツに建設したが、収容可能な人数は、全収容者の5%のみで、この人たちは、2週間以内に治癒しなければ治癒不能の烙印を押され、ビルケナウへ送られる。また、5%を越える病人はガス室送りになった。（12）



こうした囚人労働により、売り上げ高は増加し、IG-ファルベン社経営陣の著した資料である「新秩序」Neuordnungによれば、ナチ支配の後には、社が世界を経済的に支配する計画を建てていたという。(13) 第三帝国の侵略・膨張とともに、あらゆる戦線で利潤をあげ、占領地企業の吸收・合併を行い、「敵性住民」の隸属化に加担していく。親衛隊からわずか数ペニヒで、IG-ファルベンによって買い取られた収容者は、「学問のため」と称する医学実験等で殺戮されていった。

(III) 戦後反省

a) IG-ファルベンの復興

1945年5月8日、ドイツは無条件降伏をした。連合国はIG財産を「没収」し、連合国支配下で、IG管理グループを設置した。この時、この企業は株主15万人を抱え、資本金14億ライヒスマルク、会社数は国内200、海外子会社約500社であった。

1945年5月終わり、米軍はIGの本部・フランクフルトで多くの書類を押収する。やがて米政府内にIGの扱いを巡り、財務省と国防・外務省との間に論争が起こる。モーゲンソーセンターの財務省は、公開の討論とIGの解体を主張したのにに対し、国防・外務省は公の討論を拒み、可能な限り早急にドイツ産業界を復興させることに関心払い、ナチ政府の旧官僚と協力して戦後復興にあたろうとした。数ヶ月後に論争は決着し、モーゲンソーセンターの中心的メンバーは左遷される。IGは確かに解体はされるが、それは、ドイツ人の専門家委員会の協力の下、経済的な規範に基づいて行われることに決定した。ナチ体制への協力、その戦争責任をどう認識し、戦後、その責任をいかに担うかという視点には立脚せず、経済的復興が前面に叫ばれた。そして、この国防・外務省側の主張が主として反映された裁判こそが、IGも被告の一つとなったニュルンベルク継続裁判であった。

b) ニュルンベルク継続裁判

ニュルンベルク裁判は、一般には1945年11月20から46年10月1日までニュルンベルクで開催された国際軍事裁判を指す。起訴されたのは、第一に戦後も生き残ったナチの主要人物たちであり、第二にナチ時代の諸機関であった。続いて同じニュルンベルクで1946年10月25日から48年10月27日まで開かれた12の軍事裁判をニュルンベルク継続裁判と称して、広義のニュルンベルク裁判に含めている。このニュルンベルク継続裁判での被告は、芝健介「ニュルンベルク裁判の構造と展開」(『問い合わせ直す東京裁判』)によれば、以下の3グループに分けられる。(1) 第一グループは親衛隊・警察エリートであり、第二は人体実験・病院施設内殺人等に関与した医師、また特別裁判所やナチに対する抵抗運動の参加者を処罰した、民族裁判所等に関わった司法関係者である。第三は、企業・銀行等、経済界で指導的立場にいた人々が裁かれた。IG-ファルベンの裁判は、この第三に該当し、12件のうち、開廷順に第6番目であるので「第6号事件」と呼ばれている。第6号事件は、判決宣告が1948年7月30日。被告数は幹部社員24名であったが、一名が病気により免訴となり、23名が実際の訴追者数となった。判決では、無罪が10名、有期刑が13人で、1年から8年の懲役刑が課された。有罪となった訴因は、「人道に対する罪」であり、とりわけ捕虜虐待が問われた。

この裁判関係の特徴をまとめてみよう。

- ①すでにふれたように、この裁判には米国防省・外務省の影響が強く現れている。第一に、国際軍事裁判で検事側の中心になり、米代表を努めたロバート・H・ジャクソン(元法務長官、最高裁判事)は、対企業家裁判に反対の意思を表明した。その理由は、ドイツの企業家に対する攻撃は、米国の将来の軍備増強にとりマイナスである、という。
- ②米の検察が、米国内のIG-ファルベン支持勢力により、財源を奪われ、その結果、告発の姿勢がトーンダウンした。
- ③収容者を強制労働につかせ、酷使し、虐待し、死に至らしめた明白な証拠が多くあったにもかかわらず、量刑が軽かったこと。
- ④しかも量刑通りに刑期を満了した戦犯は、13人中ただの一人も存在せず、1950年代に全員釈放されたことである。

こうして戦争責任の追求が弱く、IG幹部に対する甘い判決、処置はその後大きな問題を引き起こしていくことになる。第一に、IG-ファルベンはポツダム宣言に基づき、連合軍により解体され、バスフ BASF、バイエル Bayer、ヘキスト Hoechst の三社とその他の9社に分割されたが、やがて9つの企業は消滅していった。三社が飲み込んだためである。すなわち、連合軍の「集中企業の解体」措置は、三社を「後継企業」として残し、IGを延命させることに寄与した。そのプロセスは、カッセラ社をヘキスト社が吸収し、ヒュルス社が、バスフ社、バイエル社双方の共同支配下に組み込まれ、結局三社は、「後継企業」として生き延びた。一方、解体されたIGは、「IG-ファルベン清算会社」に業務が引き継がれ、長い間、戦争・戦後責任を問われずに、また、たとえ問われても、巧みにそれをかわしながら今日に至っている。第二に、刑期満了を待たずに釈放された元被告は、後継企業の元のポストや新設のポストに返り咲き、中には勲章を受賞する人もでてきた。IG-ファルベン社長、テル・メールは1956年、バイエル社監査役会会長に就任している。

第三は、1989年、ベルリンの壁の崩壊後に生じた問題で、戦後補償の対象が誰か、という問い合わせる。IGの元強制労働者に後継三社が補償すべきなのか、それともIG自身が補償・弁済されるべきなのか。三社の株主の中で、批判的株主 Kritische Aktionäre は前者を求

め、IG-ファルベン清算会社は、後者を主張している。株主総会、批判的株主の問題は後にふれよう。ここでは、IG 自身の補償問題を取り上げる。冷戦の象徴であった壁の消滅で、一躍クローズアップされたのは、IG が旧東独内に敗戦時まで所有していた莫大な財産である。IG は、戦後失った旧ベルリン、ハレ等の一等地を含む計 1.51 億平方メートルの土地、化学工場、炭坑、農地等を補償してほしいと訴え始めた。1944 年当時、不動産は 10 億帝国マルクだったという。こうした点を根拠に、清算資金として約 1.4 億マルクを要求した。しかし、この「再獲得計画」の実現を阻もうとしたのは、当時のゴルバチョフ大統領であった。彼は確かに壁の開放・ドイツ統一に賛成したが、これには条件があった。それは、1945—49 年間に“没収” Enteignung されたものは現状のまま、という一項である。(15)これに対して、IG は壁開放数日後、メルゼブルクの不動産庁に補償を申請したが、ハレの行政裁判所はこれを却下した。あきらめない IG-ファルベン清算会社にとり、1991 年 4 月の連邦憲法裁判所の判決は一定の朗報をもたらした。この判決は、①1945—49 年に没収された者は、旧所持物を取り返すことはできないとしながら、②しかし、補償、弁済はされなければならない、とした。②への期待をこめて IG 株の相場は急激に上昇した。ところで、1994 年施行の「補償・調整法」EALG (Entschädigung- und Ausgleichsgesetz) によれば、以下の 2 点に該当する場合には補償給付は行われない。①没収された企業が、人間性あるいは法治国家の原理に反する場合、あるいは②国家社会主義または共産主義のシステムをかなり手助けした場合、である。戦前の IG は、少なくとも②にはあてはまる。しかし、IG-ファルベン清算会社の管財人は、あくまでも補償を目標に、連邦憲法裁判所に訴えた。現在係争中であり、その主張は、1945 年、財産は「没収」されたのではなく、「押収」されたのであるという。「押収」ならば、ゴルバチョフの条件には該当しない、というわけである。強制労働と酷使により潤った企業が、自らが被害者であるとして補償を要求している。強制労働者にこそ補償をすべきである、との視点で戦後反省と補償を企業に求めているのが次に取り上げる、「反 IG 同盟」や「批判的株主」の運動である。

c) IG の戦後補償を求める運動

1991 年 1 月 29 日、IG-ファルベン清算会社の株主総会が開かれた。ベンジャミン・B・フェレンツの『奴隸以下』によれば、ここでユダヤ人、緑の党、労組、プロテスタントグループから成る「反 IG-ファルベン同盟」は、残余財産を強制労働者に分配し、ナチ犠牲者の記念館の設置を主張した。これに対して、IG 側は、IG-ファルベン清算会社を、IG-持ち株不動産清算会社に社名を変えること、そして補償に関しては、要求される相手は清算会社ではなく、「後継企業」である BASF、バイエル、ヘキストである、と主張した。(16)

では、げたを預けられた当の「後継企業」は補償問題をどう考えているか。三社共に、自らは「後継企業」ではなく、新しい、独自のコンツェルンである、したがって、補償義務は存在しない、という立場をとり続けている。清算会社も「後継企業」も「労働を通して抹殺」した人々、その遺族への補償を拒否し続けている。以下に、三社の場合をそれぞれみてみよう。

戦後反省・補償問題で論争が起こっている最中の 1991 年、IG が深く関わっていた強制収容所・シュヴァルツハイデでは、収容所跡がガス室、焼却炉、バラックとともにブルドーザーによって取り壊された。厳しい抗議の声を前に、BASF 社は「ついうっかりして」「誤って、ローラーで地ならしをしてしまった」と弁解した。BASF はこの収容所の一地点に、記念公園を建てざるを得なくなった。反省を込めた公園建設が望まれたのに、「その記念公園は、普通の、市

立公園と変わらない」という。(17)

1995年、バイエル社の株主総会で、企業側は額面50マルクの一株につき、13マルクの配当を報告し、ナチ時代に関しては、「第三帝国は有罪であり、同じことが繰り返されてはならない」と他人事のような説明をした。これに対して、批判的な株主たちから41の対案がだされた。中でも有力な対案は、モノヴィッツの元強制労働者に、「一株一マルクを出しあって、補償基金の創設」を、と訴えていた。三社は、IG-ファルベンの90%の資本受け継いでいる以上、立派な「後継企業」である。とりわけ、ポーランド、ロシアの強制労働者が何の補償の対象にもなっていない現在、この「一株一マルク」案は早急に実現すべきだと考える。しかしこの案は無視され、結局、批判的な株主は、警備員30人に力なく会場の外へ追いやられ、99.96%の賛成で、①現経営陣を支援し ②補償基金創設に反対、が決議された。

かすかに変化の兆しが見えるのは、ヘキスト社である。今まで全社の株主総会で、批判的な株主にはきまつてヤジと罵倒が待ちかまえていたが、94年のヘキスト社総会では、「ナチ政体による被迫害者協会」のピーター・ギンゴッドは、一言も邪魔をされずに発言ができた。更に、新社長のユルゲン・ドルマンは、①「恥ずかしくない金額」の寄付②収容所等の施設維持のための基金の創設③基金創設のために、連邦政府と協議をする、という方針を表明した。強制労働をさせたことそれ自身に責任があるのではなく、従って、それにはふれずに、強制労働の生存者のために善意で寄付をし、基金創設をするのだというわけだ。これは反省と補償の姿勢からはほど遠い。しかし、聞く耳をもたざるをえなくなったことは、補償を要求する運動の側のささやかな前進であろう。

三社の場合を個別に述べてきたが、ここで三社を横断して共通の視点から補償に取り組んでいる「連合批判的株主の会」Dachverband der kritischen Aktionäreの主張を掲げよう。この会は、1995年、「ナチからの解放50年」を記念して、つぎのような視点を明示した。①経済界で、ナチ時代に責任を負う人々への追求を行う。三社に加えて、現存しているIG-ファルベン清算会社の犯罪をも追求する。清算会社は、直ちに解体し、商取引を禁止する②「後継企業」三社は、全被害者、遺族に補償をする③三社は、アウシュヴィッツの維持とその財政を支える④ナチ時代の資料の閲覧を自由にする。

ダイムラー・ベンツ社は、国際軍事裁判でも、継続裁判でもその戦争責任は問われなかった。IG-ファルベン社は、その責任が追求された継続裁判で、わずか10人が米側の影響力で軽い量刑しか科されなかつたのみならず、誰一人として刑期を満了しなかつた。こうした戦争責任追及の不徹底、怠慢が、生存している元強制労働者、遺族への補償の拒絶を正当化している。更には、企業の戦争への関わりを反省する姿勢を曖昧にし、それにより戦争を引き起こす一因の歴史的解明を鈍らせてている。裁判が不徹底ならば、民衆がその責任の追求をするしかない。しかし、IGでは、清算会社は、補償要求は「後継三社」に提出せよといい、「後継三社」は、自らに責任はないと言い続けている。高齢の元強制労働者に残された時間は少ない。

【注】

- (1) Ulrich Herbert : Startvorteile für die Nachkriegszeit, Die Zeit, 94.11.11
- (2) ebd.
- (3) ebd.
- (4) ベンジャミン・B・フェレンツ, 住岡良明・凱風社編集部共訳『奴隸以下』, 凱風社

1993.10.12, S.61.

- (5) Ulrich Herbert : Startvorteile für die Nachkriegszeit
- (6) ebd.
- (7) Jetzt die Verantwortung der IG-Farben an den Verbrechen des Weltkriegs zur Sprache bringen. Antifaschistische Nachrichten, 95/7. GNN-Verlag, S.6.
- (8) ebd.
- (9) Handel mit der "Blutaktion", Die Tageszeitung, 95.8.9
- (10) 栗原優「ナチスとドイツの大企業」『歴史読本』,新人物往来社,特別増刊 1987, 10, S.124
- (11) 同上 S.125
- (12) 同上 S.125
- (13) Handel mit der "Blutaktion"
- (14) 芝健介「ニュルンベルク裁判の構造と展開」『問い合わせ直す東京裁判』,緑風出版, 1995.1.31, S.119-120
- (15) Der untote Konzern, Die Tageszeitung, 95.8.9
- (16) 佐藤健生「ドイツの戦後補償立法とその実行について」ベンジャミン・B・フェレンツ、住岡良明・凱風社編集部共訳『奴隸以下』S.462
- (17) Handel mit der "Blutaktion"